

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ネパール国航空セクターにかかる情報収集・確認調査

案件番号：19a00459

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年9月18日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年9月18日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国航空セクターにかかる情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月～2020年5月

4. 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：調達部契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の

構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和01・02・03年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2019年10月2日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年10月11日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記4. 窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部

注）見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL :

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年10月29日（火） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2019年11月8日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契

約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景

ネパール国は、インドと中国に囲まれた内陸国であり、空路は陸路とともに重要な移動・流通手段である。特に急峻な山岳地帯では空路が唯一の移動・物資輸送手段となっている。我が国もネパール政府に対する協力プログラムとして運輸交通インフラ整備を設定しており、内陸国であり山間地が国土の大半を占める同国においては、陸路とともにライフラインとして空路の整備を重視している。

我が国はネパール国の航空セクターに対して、1990年代より無償資金協力や専門家派遣を通して、航空管制用レーダー施設や管制機器の設置・運用等を支援し、航空の安全性確保及び輸送力強化に貢献してきた。

2014年には、当機構は「トリブバン国際空港精密進入レーダー等情報収集・確認調査」を実施し、トリブバン国際空港（TIA）などの平野部の空港及び山岳部の地方空港（ジヨムソン、ジウムラ、ララ、シミコット、ルクラ空港）において、航空安全の観点から優先的に整備すべき資機材を調査した。その調査結果を受けて、現在は無償資金協力「主要空港航空安全設備整備計画」と技術協力プロジェクト「航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト」を実施中であり、トリブバン国際空港（TIA）やダンガジ空港、チャンドラガジ空港に対して航法装置の導入や飛行方式設計を支援している。加えて、山岳部地方空港に対して滑走路灯火システムと太陽光発電システムを整備中である。

前述のとおり、我が国は一貫して同国の航空安全に協力してきたが、他方、同国の航空セクターにおいては、中・長期の空港整備計画の不在や、国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization／ICAO）の基準に合致しない空港セキュリティなど、航空安全以外にも様々な課題が見受けられる。また、TIAの国際線利用客数は2006年の138万人から2018年には434万人へと増加し、航空需要は急拡大しているが、TIAの空港処理能力が需要に追いついていない状況にある。

ネパール国政府主要関係機関であるネパール民間航空庁（Civil Aviation Authority of Nepal／CAAN）より航空セクター全体のマスタープラン策定等にかかる協力を期待が寄せられている中、本調査において、同国航空セクターの多様化する課題に対して、同セクターの現状及び課題を整理し、今後の我が国の支援方針を検討するものである。

2. 調査の目的

本調査は、ネパール国航空セクターの現状及び課題の整理と主要な課題への取組状況を把握するために必要な情報を包括的に収集するとともに、個別具体的な協力に関する予備的検討を含め、当機構による同セクターに対する協力の方向性を検討することを目的とする。

3. 調査対象地域

ネパール国の各空港、航空路、航空保安施設等

4. 先方政府関係官庁・機関

- (1) 実施機関:ネパール民間航空庁(Civil Aviation Authority of Nepal／CAAN)
- (2) 主管官庁:文化観光民間航空省(Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation／MCTCA)

5. 調査の範囲

本調査は、ネパール国航空セクターについて、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「10. 成果品等」に示す報告書等を作成し、当機構及び先方政府関係機関に説明の上、提出するものである。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 航空セクターにかかる包括的な情報収集

ネパールの航空セクターの現状及び課題の整理と主要な課題への取組状況を把握するために、当機構による報告書等の既存資料を最大限活用し、効率的に情報収集する。また、CAAN等の先方政府関係機関、ドナー機関のみならず、ネパール国内航空会社のパイロット等、実務者に対する聞き取り調査を積極的に行い、実務上の課題を把握するとともに、改善方策の検討に際しての参考とする。

(2) 先方政府関係機関のニーズ把握及び協力是非の検討

当機構による協力の方向性検討に際しては、これまでの協力実績及び成果発現状況等も踏まえつつ、CAAN等の先方政府関係機関の意向及びニーズを十分に把握した上で、我が国が協力を行うことの有効性を含めて検討する。

(3) 協力事業資料としての位置づけ

本業務の成果は、当機構が将来的に協力事業の形成を行う際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる内容は、協力事業の原案として取り扱われる可能性があることから、事業内容の計画策定については、調査過程で随時当機構と協議すること。

一方、協力事業の形成過程において、本調査の結果とは異なる結論となる可能性があることに留意し、ネパール側関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないように配慮すること。

(4) 空港運営に支障をきたさない業務実施

本調査における空港内の調査に際しては、空港運営者と密接な連携を図り、空港運営を妨げることなく円滑な調査を行うよう十分に調整すること。

7. 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析

当機構やドナー機関が実施した調査資料や関連資料・情報や関連データを収集・整理・分析する。

2) 調査の基本方針の策定

上記1)の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者（社会社会基盤・平和構築部）と十分に協議を行うこととする。

3) 現地調査に向けた先方関係機関への質問票作成

現地収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票（英文）として取りまとめる。この際、既存資料・データとの重複がないか、十分に確認すること。

4) インセプションレポートの作成

上記1)～3)の内容及びファイナルレポートの目次案等で構成される業務計画書（和文）及びインセプションレポート（英文）を作成する。発注者及び当機構関係部署（当機構南アジア部及びネパール事務所）とテレビ会議を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

5) インセプションレポートの説明・協議

第一次現地調査の冒頭に、先方政府関係機関に対し、インセプションレポートを配布し、既存資料の分析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) ネパール国航空セクターの現状の把握

インセプションレポート及び質問票に基づき第一次現地調査を行い、ネパール国航空セクターにかかる情報を収集し、現状を把握する。情報収集にあたっては、以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。また、CAAN 及び MCTCA を含む先方政府関係機関への聞き取りも実施する。

- ・ 社会経済の状況：人口、マクロ経済指標、GDP に占める産業割合、輸出入品目別貿易額等の推移を含む
- ・ 国家開発計画の概要：「15 次計画（2019/2020-2023/24 年度）」の位置づけ、内容及び実施状況等
- ・ 運輸・観光セクターの現状及び開発政策の概要：手段別輸送実績の推移、観光客数・属性・訪問先等の推移、運輸・観光セクターにかかる開発政策の有無・位置づけ・内容及び実施状況、運輸・観光セクターの先方政府機関の概要・役割等
- ・ 航空サービス及び航空需要の動向：主要空港別航空輸送実績の推移、ネパール国内外航空会社の乗り入れ状況、航空需要予測等
- ・ 航空インフラの整備状況：主要空港施設概要、航空管制施設概要等
- ・ 航空保安システム（通信、航法、監視および気象）及び空港セキュリティにかかる ICAO 等の国際基準等の動向確認及びネパール国における運用実態
- ・ 航空セクターにおける CAAN の現状：役割（安全監督機能を含む）、組織体制、所掌業務、人員、財務状況、運営維持管理状況等
- ・ 航空セクターにおける他ドナー及び国際機関による支援動向：アジア開発銀行（ADB）、中国政府を含む他ドナー及び国際機関による協力プロジェクトの概要等

(3) 主要な課題の現状と取り組み状況の確認及び評価

1) カトマンズ地域の空港処理能力の向上

ネパールで現在運用されている唯一の国際空港であるトリブバン国際空港（TIA）の需要増に伴い、TIA の処理能力向上に向けた取り組みのほか、カトマンズ地域に新たな国内線空港や第二国際空港の整備計画が検討されている。

かかる状況を踏まえ、以下（６）に記載のとおり、バネパ国内線空港の実現可能性の予備的検討を行うための基礎情報として、以下に示すカトマンズ域内空港整備にかかる主要事業・計画の概要及び進捗状況を確認する。

- ・トリブバン国際空港の整備（拡張／整備中）
TIA の処理能力向上のために、滑走路延長、旅客ターミナル拡張、エプロン拡張、平行誘導路延伸、駐車場拡張等を実施
- ・バネパ国内線空港の整備（新設）
TIA の混雑緩和のために、カトマンズの東方、バネパ地区に建設が計画されている小型航空機用国内線空港
- ・ニジガルド第二国際空港の整備（新設）
TIA の処理能力不足問題解決のために、カトマンズの南方、バラ郡ニャージャガダ地区に建設が計画されている国際空港

2) 地域の航空輸送の充実

地域の航空輸送の充実に向けて、上記1)カトマンズ域内空港以外の空港整備事業・計画の概要及び進捗状況を把握する。対象とする空港は以下を想定し、原則として、CAAN やドナー機関等への聞き取りや資料調査により必要な情報を把握することを想定する。

- ・ガウタム・ブッダ国際空港整備事業（拡張／建設中）
バイラワにおいて、ADB 借款により建設中の国際空港整備事業
- ・ポカラ国際空港整備事業（新設／建設中）
現ポカラ空港の南東に、中国借款により建設中の新国際空港建設事業
- ・タライ地域の空港整備事業／計画
マヘンドラナガール、ダンガジ、ネパールグンジ、シムラ、ジャナクプール、ビラトナガール、チャンドラガジ等タライ地域における空港整備事業／計画
- ・その他空港の整備事業／計画

3) 山岳空港における安全性向上

航空事故リスクの高い山岳空港の空港施設及び航空保安システムの現状及び安全性向上に向けた取り組みを確認・評価し、各空港の課題を抽出・整理する。調査対象空港は山岳空港の中で利用旅客数が比較的多いとされる、ルクラ、ジヨムソン、ジュムラ、シミコット、ドルパ、ララの各空港を想定する。

なお、上記（１）及び（２）の作業を通じて、滑走路延長等の空港施設や航空保安システムの整備ニーズが見込まれる空港サイト等 1～2 箇所を選定し、現地調査を行うことを想定する。また、山岳空港における安全性の向上策については、パイロットからの問題点の把握と改善策の確認が特に重要であり、聞き取り調査を十分に行うものとする。なお、パイロットへの聞き取り調査に際しては、TIA がルクラ空港への拠点空港、ポカラ空港がジヨムソン空港への拠点空港、ネパールグンジ空港がジュムラ、シミコット、ドルパ、ララの各空港への拠点空港となっていることを踏まえ、これら拠点空港での調査を念頭に置く。

4) 航空保安システムの改善

航空保安システム（通信、航法、監視および気象）の改善に向けた取り組み状況及び改善計画を確認・評価する。確認にあたっては、CAAN 等への聞き取りや資料調査により必要な情報を把握するとともに、必要に応じて、TIA 周辺の航空保安設備の現

地調査を行うことを想定する。なお、CAAN 保有の既存航空保安関連機材リストの活用が可能である。

5) 空港セキュリティの改善

TIA 及び他空港における空港セキュリティ改善に向けた取り組み状況を確認し、ICAO 等の国際基準等を踏まえて評価する。確認にあたっては、CAAN 等への聞き取りや資料調査により必要な情報を把握するとともに、主要空港の TIA、ポカラ空港及びネパールグンジ空港において現地調査を行うことを想定する。なお、CAAN 保有の既存空港セキュリティ関連機材リストの活用が可能である。

6) 航空セクターの人材育成

CAAN 傘下の民間航空アカデミーの機能強化等、航空セクターの人材育成方針を把握・評価する。

7) 安全監督機能の向上

CAAN が、航空会社(運航、整備)、航空管制業務、空港運用業務等に対して実施している安全監督の現状及びフランス民間航空総局による安全監督能力向上にかかる技術協力プロジェクトの実施状況を把握する。

8) 航空事故調査・再発防止体制

航空事故等の事案にかかる原因究明及び再発防止を行う事故調査委員会の組織体制、調査・分析能力、活動実績等を確認・評価する。

(4) これまでの我が国による航空セクターに対する協力

これまでの我が国による航空セクターに対する協力概要及び協力成果の発現状況を取りまとめる。取りまとめにあたっては、協力実施前及び実施期間中の CAAN の協力実施体制及び協力実施後の成果持続性にかかる CAAN の取組み状況も確認する。

(5) プロGRESSレポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1) プロGRESSレポートの作成

第一次現地調査の結果(上記(1)～(4))をPROGRESSレポートとして作成し、取りまとめる。また、同レポートには、以下(6)以降の内容を踏まえた第二次現地調査方針(案)を含める。発注者及び当機構関係部署(当機構南アジア部及びネパール事務所)とテレビ会議を開催し、PROGRESSレポート(案)の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を踏まえ、第二次現地調査で必要な情報を整理するとともに、PROGRESSレポート(案)を最終化し、発注者の了承を得る。

2) プロGRESSレポートの説明・協議

第二次現地調査の冒頭に、先方政府関係機関及び当機構ネパール事務所に対し、PROGRESSレポートを配布し、同レポート内容について説明・協議し、基本的了解を得るとともに、先方政府関係機関の意向・要望等を把握する。

(6) バネパ国内線空港整備事業の実現可能性の予備的検討

上記(2)での航空需要予測及び(3)でのカトマンズ地域の空港処理能力の分析結果を踏まえ、バネパ国内線空港制事業の実現可能性について、以下視点を踏まえた上で予備的検討を行う。

1) 航空需要の予測

カトマンズ首都圏における2050年までの航空需要の予測を行う。航空需要予測には、年間旅客取扱数、年間航空機離着陸数、ピーク時交通量を含む。航空機離着陸回数については、バネパ空港へ運航移転する航空機の離着陸回数の検討が行えるよう、所要滑走路長等による適切な区分を設定して予測を行う。

2) TIA 滑走路処理能力の分析

現在実施・計画されている滑走路延長工事、平行誘導路延伸工事等が完了した場合を想定し、TIAの滑走路処理能力の分析を行う。滑走路処理能力の分析は、小型機の運航をバネパ空港へ移転する場合としない場合について推計すること。

3) バネパ空港整備事業の技術的妥当性の検討

これまでCAANが行ったバネパ国内線空港整備計画の内容をレビューし、技術的に妥当な整備計画を概略検討する。CAANによる検討では、バネパ空港に対して滑走路長800m案と滑走路長1,200m案の2案が検討されているが、整備効果、事業費、環境への影響等の観点から最良案を検討する。なお、検討に際しては、本邦技術活用可能性についても留意する。

4) バネパ空港整備事業の事業費

バネパ空港の概略的な事業費を算出する。

5) バネパ空港整備の経済・財務的フィージビリティの検討

バネパ空港の経済的・財務的内部収益率(EIRR/FIRR)を試算する。EIRR/FIRRは、TIAのみが運用される場合と、TIAとバネパ国内線空港の2空港が運用される場合を想定し、差分の便益・費用を比較評価、試算する。

6) 簡易な環境社会配慮の調査

対象国および当機構の環境社会配慮ガイドラインにおけるカテゴリ分類を検討し、プロジェクト実施における検討事項、手続等について確認する。

7) ニジガルド第二新国際空港計画との整合性

ニジガルド第二国際空港が建設される場合、その建設時期を考慮した上で、バネパ国内線空港整備の意義について検討する。

(7) 山岳空港における安全性の向上にかかる施策の予備的検討

上記(2)及び(3)の作業を通じて確認された山岳空港における航空安全性にかかる現状課題を踏まえ、山岳空港の安全性向上に向けた空港施設や航空保安システムの改善策にかかる予備的検討を行う。

空港施設の改善は、主に滑走路延長の可能性について検討する。ネパール山岳空港の多くでは、地形的な制約から滑走路が短いため、パイロットは極力滑走路の始点付近に航空機を着地させる必要があり、着陸前の気象条件の急変や小さなミスが事故につながり易い状況にあり滑走路の延長は効果的な解決策と考えられる。

なお、山岳空港の滑走路延長にあたっては、ICAO等の国際基準の適用が困難な場合が多いが、そのような場合においても実際的な改善方策についての検討が求められる。

航空保安システムの改善については、計器飛行方式の導入、通信及び航空機監視システムの改善、気象システムの改善等について、短期的な施策と長期的な施策を検討する。従来型の航法装置や監視システムの設置は、山岳部空港に対しては現実

的でないことが予想されており、新 CNS/ATM システムの導入を含めた検討が必要となる。

(8) 航空保安システム及び空港セキュリティ改善にかかる事業の予備的検討

上記(2)及び(3)の作業を通じて確認されたネパール国全体の航空保安システム及び空港セキュリティにかかる現状及び課題を踏まえ、航空機監視システム等の航空保安システム及び空港セキュリティの改善策について予備的検討を行う。

航空機監視システムについては、無償資金協力で整備した航空路レーダーが2018年2月から運用されているが、ネパール西部の低高度航空路はブラインドとなっている。この点に関する改善策として、既存監視システムに航空路レーダーを追加する意義について検討を行う。

空港セキュリティの改善については、TIAにおける受託手荷物の検査が空港ターミナル入口で行われ、その後検査済みの手荷物が旅客に返されるため、検査後の不正干渉の余地があることが課題となっている。この点の改善策としてインライン検査装置の導入を検討する。また、旅客検査、機内持込手荷物検査、貨物検査についての精度向上についても検討に含める。

また、航空保安システム及び空港セキュリティ改善にかかる事業を想定した場合の概略的な事業費を算出する。

(9) 我が国による今後の航空セクター支援にかかる検討

上記(6)～(8)での予備的検討結果を踏まえ、当機構による今後の航空セクターに対する協力の方向性を検討する。その上で、協力を行う場合の中・長期的な優先協力分野を提案するとともに、当機構による技術協力、有償資金協力、無償資金協力を念頭に協力候補案件を提案する。候補案件の提案に際しては、本邦技術適用可能性に留意するとともに、事業内容、期間、事業規模等の概要を示す。

(10) ファイナルレポートの作成・提出

1) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

本調査の全ての結果を取りまとめの上、目次(案)に沿ってドラフト・ファイナルレポートを作成し、発注者及び当機構関係部署(南アジア部及びネパール事務所)とテレビ会議を開催し、同レポート内容について説明・協議を行う。また、並行して先方政府関係機関及び当機構ネパール事務所に対し、ドラフト・ファイナルレポートを配布し、同レポート内容について説明・協議し、コメントを取り付ける。関係者との協議を踏まえ、追加的に必要な情報があれば収集する。

2) ファイナルレポートの提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討し、必要な箇所について加筆・修正の上、ファイナルレポートとして取りまとめ、発注者に提出する。

8. 業務の工程

(1) 2019年11月中旬から業務を開始

(2) 2019年11月中旬目途に業務計画書及びインセプションレポートを提出

(3) 2020年1月中旬までにプロGRESSレポートを提出

- (4) 2020年3月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出
- (5) 2020年4月下旬までにファイナルレポート

9. 便宜供与

先方政府関係機関との面談にかかる設定については、必要に応じて JICA ネパール事務所の支援を受けられるものとする。

10. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、5)ファイナルレポートとし、提出期限は2020年4月24日(金)を予定している。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、発注者への事前提出に当たっては、発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 報告書等

- 1) 業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの)
和文5部(簡易製本(ホチキス止め可)及び電子データ)
- 2) インセプションレポート
英文5部(簡易製本(ホチキス止め可)及び電子データ)
- 3) プロGRESSレポート
和文5部及び英文5部(簡易製本(ホチキス止め可)及び電子データ)
- 4) ドラフト・ファイナルレポート
和文5部及び英文5部(簡易製本(ホチキス止め可)及び電子データ)
- 5) ファイナルレポート
和文5部及び英文10部(製本版)、CD-R6部

(2) その他の提出物

- 1) 議事録等
インセプションレポート、PROGRESSレポート及びドラフト・ファイナルレポートに係る先方実施機関等との協議については議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。本議事録については、機構ネパール事務所とも共有すること。
- 2) 先方政府関係機関への提出文書
先方政府関係機関に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。本文書については、JICAネパール事務所とも共有すること。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査結果要約
- (2) 調査の概要
 - 1) 調査の背景
 - 2) 調査の目的
 - 3) 調査対象地域
 - 4) 調査実施の方法
- (3) 開発事業を取り巻く現状
 - 1) 経済社会の状況・国家計画
 - 2) 運輸・観光セクターの現状及び開発政策
 - 3) 航空分野の状況
 - 航空輸送サービス、航空交通量
 - 空港
 - 航空保安システム
 - 民間航空庁 (CAAN)
 - 航空部門の国家計画
 - 航空セクターにおける他ドナー及び国際機関による支援動向
- (4) 主要な課題の現状と取り組み状況
 - 1) カトマンズ地域の空港処理能力の向上
 - トリブバン国際空港の拡張整備
 - バネパ国内線空港の整備
 - ニジガルド第二国際空港の整備
 - 2) 地域の航空輸送の充実
 - ガウタム・ブッダ国際空港整備事業
 - ポカラ国際空港整備事業
 - タライ地域の空港整備事業／計画
 - その他空港の整備事業／計画
 - 3) 山岳空港における安全性向上
 - 4) 航空保安システムの改善
 - 5) 空港セキュリティの改善
 - 6) 航空セクターの人材育成
 - 7) 安全監督機能の向上
 - 8) 航空事故調査・再発防止体制
- (5) バネパ国内線空港整備事業の実現可能性の予備的検討
 - 1) 航空需要の予測
 - 2) TIA 滑走路処理能力の分析

- 3) バネパ空港整備事業の技術的妥当性
 - 4) バネパ空港整備事業の事業費
 - 5) バネパ空港整備の経済・財務的フィージビリティ
 - 6) 簡易な環境社会配慮調査
 - 7) ニジガルド第二新国際空港計画との整合性
- (6) 山岳空港における安全性の向上にかかる施策の予備的検討
- 1) 滑走路の延長等空港施設の改善
 - 2) 航空保安システムの改善
- (7) 航空保安システム及び空港セキュリティ改善にかかる事業の予備的検討
- 1) 航空保安システムの改善
 - 2) TIA における空港セキュリティの改善
 - 3) 他空港における空港セキュリティの改善
- (8) 我が国による今後の航空セクター支援にかかる検討

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：航空セクターにかかる各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／空港計画（2号）

➤ 空港土木施設計画（3号）

➤ 航空保安システム計画（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／空港計画）】

a) 類似業務経験の分野：空港計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他全途上国

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者としての経験
- 【業務従事者：担当分野 空港土木施設計画】
 - a) 類似業務経験の分野：空港土木施設計画にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 航空保安システム計画】
 - a) 類似業務経験の分野：航空保安システム計画にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019年11月中旬より業務を開始し、2020年4月下旬の終了を目途とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.5人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／空港計画（2号）
- ② 空港土木施設計画（3号）
- ③ 航空保安システム計画（3号）
- ④ 航空需要予測・経済財務分析

(3) 現地再委託

本案件では、現地再委託は想定していない。

(4) 対象国の便宜供与

ネパール側の主要関係機関である CAAN から調査団への便宜供与の主な内容は以下の通り。

- 1) 安全関連情報及び安全確保に必要な支援の提供
- 2) 調査に必要な情報、データの提供（他機関から購入しなければならないデータ等については調査費の中に計上すること）
- 3) カウンターパートの配置
- 4) 各空港サイトの現地調査時に必要な許可証（制限エリアへの入場）等の取得にかかる支援

(5) 安全管理

本業務では、カトマンズ地域の空港のみならず、ネパール国内の山岳空港を含む地方空港及び周辺地域の現地調査を想定しているが、各地域を渡航する際は以下の安全対策を講ずること。

- 1) ネパール国全域
 - ・ 渡航前に、「ネパール国安全対策マニュアル」を熟読すること。

- ・ 国内陸路・空路移動について、極力日中の明るい時間に行うこと。
- 2) 西部（うちカスキ郡ポカラ市）及び中部（うちカトマンズ郡、バクタプール郡、ラトリプール郡）以外の地域

【渡航前】

- ・ 渡航 2 週間前までに、宿泊先等を記載した出張計画申請書を JICA ネットワーク事務局にメールで申請し、承認を得ること。
- ・ 必要な安全対策につき事前に事務局に相談すること

【滞在中】

- ・ 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れずに行い、通話可能な状態とすること。
- ・ 公共の場での目立つ服装、露出の多い服装は避けること。は避けること。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とすること。
- ・ 車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- ・ 夜間の外出は最小限に留めること（特に女性の夜間一人歩きは避ける）。
- ・ 空港においては出発//到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とすること。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注 4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒カトマンズ（タイ国際航空）

東京⇒香港⇒カトマンズ（キャセイ・パシフィック航空）

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

- ネパール国補給管理センター及び航空路レーダー管制業務整備プロジェクト（航空管制レーダー運用・保守管理）業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12270070.pdf>
- ネパール国航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12300885.pdf>
- ネパール国主要空港航空安全設備整備計画準備調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12269528.pdf>

(2) 配布資料

以下の資料については、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ

(TEL:03-5226-3196) にて配布します。

- 航空分野(管制、セキュリティ等)における情報収集・確認調査報告書（ミャンマー・ネパール）
- ネパール国トリブバン国際空港近代化計画協力準備調査報告書
- ネパール国トリブバン国際空港精密進入レーダー等情報収集・確認調査報告書
- CAAN 作成のバネパ空港基本設計図（Draft Report on Detailed Feasibility Study of Banepa Airport, Volume II, Design and Drawings Report）
- Data Book Air Transportation in Nepal

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(28)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／空港計画</u>	(28)	(12)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	3
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／航空保安システム計画</u>	(—)	(12)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>空港土木施設計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>航空保安システム計画</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	2	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

1	業務名称	案件名
2	対象国名	国名（地域名）
3	履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4	契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ
第二チームの課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

- ン（QCBS 方式対応版）（2019 年 4 月）」を挿入する。
- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 植 嶋 卓 巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-